

社会福祉法人沢朋会 理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沢朋会（以下、「法人」という）定款第8条及び21条に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に対する事項を定める事を目的とする。

(報酬)

第2条 この規程において「報酬」とは、理事長及び業務執行理事の業務執行による対価として支払う金額を言う。ただし、理事長が職員を兼務する場合は、定められた報酬の半額の範囲内で職員給与に加えて役員報酬を支給することが出来る。

2 報酬の額は、職務内容及び勤務状態により次のとおりと定める。

職務内容：週3日以上出勤し、決裁及び業務の報告を受け、各施設の運営状況を把握する。(出勤簿作成)

報酬月額：200,000円

理事 報酬は支給しない。

監事 報酬は支給しない。

評議員 報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会及び評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張した時は、その費用を弁償する。

2 日当及び宿泊費は、沢朋会旅費規定を準用する。

(改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の決議を要する。

附則

(施行期日)

この規程は平成30年6月22日から施行する。

この規程は令和2年5月1日から施行する。

この規程は令和7年7月1日から施行する。